令和７年度

予 算 編 成 の 考 え 方

熊　谷　市

令和７年度予算編成の考え方

１　国の動向

本年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針２０２４（令和6年6月21日閣議決定）」では、我が国の経済は、デフレから完全脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えているとした上で、人口減少が本格化する2030年までを対象期間とし、短期目標に「デフレ完全脱却」、中期目標に「豊かさと幸せを実感できる持続可能な社会経済」と掲げ、財政健全化の「旗」を下ろさず、２０２５年度の国と地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化に取り組み、債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指し、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させるとしている。

令和7年度予算編成の考え方において、「地方の安定的な財政運営に必要となる財源の総額については、２０２４年度地方財政計画を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされており、持続的・構造的賃上げの実現や少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組を加速させる等、重要政策課題に必要な予算措置を講じるなどメリハリの利いた予算編成とするとしている。

このことから、地方の歳出基準については、賃上げや物価上昇、社会保障関係費の動向等を考慮し、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源が確保されるものと解されるが、市民に身近な行政サービスを安定的に提供しつつ様々な行政課題に取り組んでいくためには、この国の取組と歩調を合わせ、機を逃すことなく必要な財源を確実に確保することが重要であることから、その動向には、より一層の注視をお願いしたい。

その一方で、自治体の枠を越えた広域的な行政サービスの提供、自治体 DX による行財政の効率化などの地方行政改革の必要性が強調され

ており、「令和７年度の概算要求に当たっての基本的な方針（令和６年７月２９日閣議了解）」においては、「歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」とされ、引き続き、地方においても厳しい歳出改革が求められていることに十分留意しておかなければならない。

２　本市の財政状況と今後の動向

令和５年度決算では、歳出においては、安心・安全、健康、福祉、環境、教育などの市民生活に直結した事業に着実に予算を配分し、原材料価格の上昇や円安などを起因とする物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯や生活者・事業者への支援について機動的に予算措置を行うとともに、国のデジタル田園都市国家構想基本方針を踏まえた、自治体のデジタル化を加速するための事業にも適宜必要な対応を行った。

一方、歳入においては、長年にわたるコロナ禍が終息に向かう一方で、国際情勢や金利変動による急激な円安の影響が懸念されたが、個人住民税及び固定資産税などの市税の増加や、国税収入の伸びに伴う地方交付税の増加のほか、物価高騰対策を始めとする国の交付金や各種補助金により、市政運営に必要な財源を確保し、健全財政を維持することができた。

今後の財政運営の見通しとして、令和６年８月の月例経済報告では、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とした一方で、「欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。」とされており、また、「物価上昇や中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」とのことから、

依然として、この先の社会経済は見通せない状況である。

こうした社会経済情勢の中で、本市の財政状況は、少子高齢化や人口減少の進展に伴う社会保障費の増加や、「子育て・保健拠点施設」や「北部地域振興交流拠点」などの個別施設計画に基づく公共施設の集約や大規模修繕が本格化することにより、財政規模は更に拡大し、財政運営は、これまで以上に厳しさを増すことが見込まれる。

そのため、経費全般にわたって、前例にとらわれることなく、これまでの実績や成果等を踏まえ徹底的な見直しを行うほか、発行可能期限が迫っている合併特例債を始めとする有利な地方債や各種補助金を有効に活用するとともに、新たな自主財源の確保や受益者負担の適正化にも努めていく必要がある。

3　令和7年度予算編成の考え方

令和7年度予算編成は、前述した国の動向や本市の財政状況を踏まえて、歳出全般にわたる徹底した見直しを行うこととした上で、物価高騰等に伴う必要な経費については実情を考慮して査定するなどメリハリをつけた予算編成を行うとともに、第2次総合振興計画後期基本計画や策定中の第3期総合戦略に掲げる施策を着実に進めるための予算を重点的に配分する方針である。

また、経済・社会情勢の変化や市民ニーズ等に対応するための施策や、市制施行20周年に係る記念事業などについても、既定の実施計画や事務事業評価に基づく査定結果を考慮した上で、事業内容や費用対効果等を踏まえて予算査定で検討することとする。

予算編成に当たっては、国の動向や本市の財政状況を踏まえ、将来にわたり持続的に発展するための投資の財源を確保するとともに、引き

続き健全な財政基盤を維持することを基本とし、市民から託された税金が財源であるという意識の下、常に市民の目線に立ち、市民福祉の向上に資する施策を見極め、限られた財源を最大限に有効活用することが必要である。

こうした基本的な考え方を前提に次に掲げる事項に留意し、令和7年度予算を編成する。

⑴ 総合振興計画（基本構想・後期基本計画・実施計画）及び行政評価との連携

第2次総合振興計画後期基本計画に掲げている施策の推進に係る予算に加え、事務事業評価及び実施計画（新規事務事業）の結果を令和7年度の予算編成に反映するが、事務事業評価において「現状維持」とされた事業については、安易に例年どおりの予算要求とすることなく、特に長年にわたり継続実施している事業においては、本来の目的に立ち戻って、施策の成果や課題、費用対効果などを改めて検証し、今後の事業の在り方も含め、積極的な見直しを図られたい。

また、新規に採択された事務事業についても、その目的と効果を十分に検証し、最小の経費で最大の効果が得られるよう創意工夫を図った上で予算要求をされたい。

⑵ 総合戦略の推進

人口減少が進行する中で、引き続き、雇用環境の創出、出産・子育てのしやすい環境づくり及び本市の特性を生かした魅力あるまちづくりを進め、人口減少に歯止めをかける施策を展開していくことが重要である。特に令和7年度は、第3期総合戦略がスタートする重要な年

となることから、戦略に位置付けられた事業を実施するため、積極的な予算配分を行う方針であるが、事業の実施に当たっては、これまでの実績や成果を十分に検証し、前例にとらわれることなく、多角的な視点を持って、より効果的な施策として発展させ実施できるよう、創意工夫を図られたい。

⑶ 予算配分上の留意点

ア　重点施策に対する重点配分

各部の重点施策の事業に対して、重点配分を実施する。

限られた財源の中で、真に必要な施策に財源の重点配分を行うという主旨を踏まえ、事業内容、要求額を精査し、部内で十分協議、検討の上、優先度の順位付けをされたい。

イ　部単位の配当枠の設定

部の予算運営の主体性、自律性を高めることを目的に、令和7年度も引き続き、経常経費の一部について部単位での要求金額の上限を定めた配当枠を設定することとする。これは、部に設定された配当額の範囲内において、部の裁量により予算配分を認めるものであり、部内の経営課題の解決や重点目標を効果的に達成するために実施するものである。したがって、予算要求に当たっては、過去の決算の推移をベースに、実績を踏まえた適正な見積りを行うことで、生み出される財源を真に必要な施策に重点配分するよう心掛けられたい。

ウ　原油価格・物価高騰やデジタル化等への対応

部単位の枠配当は、原油価格・物価高騰等の状況や、これまでの実績等を踏まえ、光熱水費などの経費を見込むとともに、DX の推進に伴い、リモート会議の恒常化やペーパーレス化の推進などを

考慮して、関連経費を見込むこととしているため、配分に当たってはこれらのことに十分留意されたい。

なお、経常経費、政策経費に関わらず、デジタル化やデータ連携などのDXを活用した業務の見直しや取組を各部署において進め、市民サービスの向上はもとより、業務の効率化を進めることで、経費削減に積極的に努められたい。

⑷ 公共施設マネジメントとの整合性

公共施設の在り方については、熊谷市公共施設等総合管理計画に則り、各所管の個別施設計画に基づいて進めていくこととするが、既存施設の修繕等が必要な場合は、使用年限を念頭に置き、法令等による義務化や利用者の安全面、衛生面などに考慮し、市民サービスの低下や施設運営に支障が生じないよう、真に必要な修繕について要求されたい。

その際、修繕等に係る経費が過大投資や二重投資とならないよう、今後の利用等を踏まえ、最も効果的な修繕方法等を検討すること。

⑸ 国・県支出金等の確認と活用

近年の社会経済状況や国政の動向により、国の補正予算に伴う市予算の前倒しや年度途中における国・県の補助制度等の変更の可能性もあることから、各所管においては、これまで以上に国・県の動向に注視し、正確な情報の収集に努め、国・県支出金の算定誤りがないよう見積もるとともに、これまで国・県支出金を受けずに執行している事業についても、改めて、あらゆる角度から補助制度等の活用を模索するなどし、積極的な財源確保に努められたい。

⑹ 地方公会計制度の活用

地方公会計制度の整備により、ストック情報や現金取引を伴わないコスト情報について事業単位、施設単位で把握することが可能である。

事業運営に当たっては、収益性や費用対効果の観点から常に事業を検証し経費の節減を図るとともに、収益性の低い施設、費用対効果の低い事業にあっては、使用料の見直しや事業の再構築、休廃止について検討されたい。

⑺ 各種団体に対する補助金等の見直し、研修会等への参加

団体等に対する負担金、補助金及び交付金の支出については、透明性や客観性を確保するとともに、従来からの経緯にとらわれることなく、監査委員からの指摘事項や市議会における一般質問の状況等を踏まえ、目的、効果、活動実績等を十分に検証した上で、終期の検討を行うこと。

また、団体等の自主的運営を促すとともに、剰余金の安易な繰越しや積立てがないか経理状況を確認するなど、補助の必要性や効果を踏まえ、縮減や廃止も含め検討されたい。

なお、団体等が主催する研修会等への職員の参加については、その効果を十分精査し、必要最小限の人数で対応されたい。